

豊田小学校危険箇所改善要望及び対策一覧

※グレー網掛け（点検省略箇所）

点検日 R7.6.10

通し番号	危険箇所	現状	改善要望	対策者からの回答内容	危険箇所	対策必要箇所	対策者							備考
							学校・教育委員会	交通管理者	道路管理者			線と清流課	その他	
									市道路管理者	区画整理課	都道路管理者			
1	東豊田2-32 善生寺墓苑北側 一方通行	・見通しが悪く、出会い頭に衝突したり、衝突しそうになるため危険 ・幹線市道1-9号線から市道J2号線（一方通行）に入る車両がスピードを落とさずに進入する ・市道J2号線から出てくる自転車が危険（自転車同士、自転車と歩行者）	・「スピード落とせ」、「出会い頭の事故多い」などの注意看板の設置 ・「スピード落とせ」、「道幅狭い」などの注意看板の設置	外側線の塗りなおしを検討します。	○	○			○					
			自転車への対策（取り締まり、注意喚起など）	交通課において定期的に広報啓発活動・取締りを継続している。 また、来年4月1日より自転車利用者に対する取締り強化を予定。	○	○		○						
2	豊田4丁目三叉路	・転落防止柵はあるが低く、隙間が広いため、用水路への転落の危険 ・横断歩道の青信号の時間が短く渡りきれない ・2ヶ所の横断歩道の青信号の時間が違う。奥が短く、手前が長い。奥の横断歩道手前の狭い場所に児童が溜まってしまい危険	・横断歩道の青信号の時間を長くする。車両と歩行者の信号の分離（押しボタン式信号 歩車分離の表記はあり） ・幹線市道II-36号線からの車両はほとんどないため、車両感应式信号機にしてはどうか	信号機の秒数調整は近隣信号機との兼ね合いもあり難しい。	○	—								
			・オレンジ色の柵などの追加設置	B型フェンス（オレンジ色の柵）を設置する	○	○				○			B型フェンス（オレンジ色の柵）追加設置済み	
3	豊田4-1 豊田小北側交差点	・「止まれ」の文字、横断歩道、交差点クロスマークが消えている ・路側帯のカラー舗装が薄くなっている	・「止まれ」、横断歩道、交差点クロスマークの塗り直し	業者依頼済み	○	○			○				「止まれ」横断歩道塗り直し済み	
			・路側帯のカラー舗装の塗り直し	・路側帯のカラー舗装は、現場実査するに緊急を要するものではないと判断する。 ・舗装状況と予算を極みながら実施する	○	○								
4	日野市東豊田1丁目 バイパスに向けて通り抜ける横断歩道3ヶ所 市道D-95号線、D-90号線、D-70号線	・「止まれ」の表記、横断歩道が書かれていない ・一時停止の注意看板がバイパス入口のみであるため、手前にある横断歩道での一時停止への意識が低い	・「止まれ」の表記、横断歩道を書く	業者依頼済み	○	○			○				「止まれ」、停止線の位置調整、塗り直し実施	
			・「一時停止」の注意看板の場所の変更や追加など、停止線で車両が止まるような対策	「一時停止」の注意喚起の看板を市道との巻き込み部に追加設置して対応	○	○						○ (国交省)		
5	日野市東豊田1-10 セブンイレブン日野一番橋店近く	市道D-94号線 ・横断歩道が消えている ・直進した先にはセブンイレブンあり。お店の前を通行する際に、バイパスから車両が進入したり、駐車のために車両が歩道上にはみ出したりするために危険。	・横断歩道の書き直し。	業者依頼済み	○	○			○				「止まれ」、停止線の位置調整、塗り直し実施	
			・「一時停止」の注意看板の場所の変更や追加など、停止線で車両が止まるような対策	「一時停止」の注意喚起の看板を市道との巻き込み部に追加設置して対応	○	○						○ (国交省)		
			・セブンイレブン前を通るのは危険なため、その手前の場所で右折する事を推奨するため、右折の標識と看板の設置	学校から保護者、児童へ通学経路について指導をお願いします。	○	○		○ (学校)						
外1	東豊田2-32-5 若宮神社鳥居前（市道J2-1号線）	舗装がもろい、コンクリートが砕けている、削られている部分がある （子どもが転んだ時に、大けがになる恐れがある）	道路の補修	舗装の打換を検討します。	○	○			○	○			指定通学路外	
外2	東豊田2-27-2 ハイツ若宮前T字路	（市道J2-1号線と市道J3-6号線）丁字路の側溝の蓋が凸凹でつまずく蓋もガタガタしている	段差の解消、蓋のネジを締める	側溝の段差解消を検討します。	○	○			○	○			指定通学路外	
外3	東豊田2-29-1 ひのめばえ保育園前	道路（市道J3-6号線）のすぐ脇を流れる湧水に蓋がされてなく、足を取られる危険がある すぐ近くに保育園もあり危険	湧水に蓋をして欲しい	北側の該当箇所（蓋がされていない溝）は大部分が民有地に位置しており、日野市が管理する道路区域や水路敷ではないことから蓋をかける等の改善対応を講ずることができません。 南側の水路に関しては、清流保全条例では水路は開渠とする規定がありますが、開渠化について地域住民と合意形成が整うのであれば、対応を検討してまいります。	○	—						—	指定通学路外	

※いずれの対策についても予算措置が必要となります。

※○は対策実施予定